

糸島市補助金設計書

所管課 生涯学習課

補助金名称	市体育協会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市補助金等交付規則

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策3_切れ目のない学習機会の充実

施策①_生涯学習の推進とスポーツの振興

1 補助の目的

スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等により、市のスポーツ振興を図る。

2 成果指標

指標① 体育協会登録人数

目標値① 6000 (単位) 人

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市スポーツ協会及び加盟競技団体、育成支援団体が行う次の事業。
①スポーツに関する事業の実施と援助。②講習会や各種教室開催、市内スポーツ事業の実施。③スポーツに関する広報宣伝活動。④各地域やスポーツクラブの指導。⑤市内スポーツの発展のための調査・研究。⑥ジュニアスポーツ振興に関すること。⑦その他体育協会の目的達成に係る事業。

【補助対象者】

糸島市スポーツ協会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に要する経費。

【補助対象外経費】

総会費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 80 % 又は 分の

【補助限度額】 予算の範囲内 円

【積算根拠ほか】

この補助金は、スポーツ人口の拡充や競技スポーツの振興、青少年スポーツ団体の活動育成等の事業に対する補助金である。

競技スポーツの振興や青少年スポーツ団体の活動育成について、市では特別に行っておらず、実質的にスポーツ協会が本事業を担っている状況にある。

市のスポーツ振興を図るうえで、きっかけを与えスポーツの裾野を広げるには、スポーツ協会が中心的役割を担う方が、目的達成に効果的と考え、その事業に対する補助金であるため高い補助率とする。

また、スポーツ協会は登録料を加入者から徴収している中、これ以上の自主財源確保は困難な状況である。スポーツ協会の活動に係る支出は、各競技団の活動に対する助成、年2回開催する大会費用、県民体育大会への代表として出場する選手の派遣費用が主である。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで